

平成22年度 児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

| 改正後  | 現 行  |
|--|--|
| <p>別 紙</p> <p>児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> | <p>別 紙</p> <p>児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は児童手当法（昭和46年法律第73号）第29条の2に規定する児童育成事業として、児童環境づくり基盤整備事業を実施し、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p><u>(1) 児童環境づくり推進機構事業</u></p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添1「児童環境づくり推進機構事業実施要綱」により、都道府県が行う事業及び厚生労働大臣が認めた法人に対して都道府県が補助する事業。</p> |

(1) 児童育成事業推進等対策事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添1「児童育成事業推進等対策事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、中核市及び市町村が行う事業。

(削除)

(2) 民間児童館活動事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添2「民間児童館活動事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業並びに社会福祉法人等が設置し、行う事業に対して、都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業。

(3) 児童福祉施設併設型民間児童館事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添3「児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業。

(削除)

(2) 児童育成事業推進等対策事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添2「児童育成事業推進等対策事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、中核市及び市町村が行う事業。

(3) 児童ふれあい交流支援事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添3「児童ふれあい交流支援事業実施要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(4) 民間児童館活動事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添4「民間児童館活動事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業並びに社会福祉法人等が設置し、行う事業に対して、都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業。

(5) 児童福祉施設併設型民間児童館事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添5「児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業。

(6) 児童ふれあい交流促進事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添6「児童ふれあい交流促進事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(4) 地域子育て環境づくり支援事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添4「地域子育て環境づくり支援事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(5) 地域組織活動育成事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添5「地域組織活動育成事業実施要綱」により、市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が助成する事業。

(削除)

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 都道府県分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額、次のウにより算出された額の合計額

ア (略)

イ (略)

(7) 地域子育て環境づくり支援事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添7「地域子育て環境づくり支援事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(8) 地域組織活動育成事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添8「地域組織活動育成事業実施要綱」により、市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が助成する事業。

(9) 地域子育て支援拠点事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添9「地域子育て支援拠点事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 都道府県分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額、次のウにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の健全育成推進事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得

ウ 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

(2) (略)

(3) (略)

た額を交付額とする。

ウ 別表の第1欄の児童環境づくり推進機構事業費及び児童育成事業推進等対策事業費について、第1欄の区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

(2) 指定都市・中核市分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のアにより算出された額、次のイ及びウにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

イ 別表の第1欄の健全育成推進事業費及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費について、第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 市町村分（特別区を含み指定都市、中核市を除く。）

別表の第1欄に定める区分ごとに次のアにより算出された額、次のイ及びウにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

イ 別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(4) (略)

(交付の下限)

5 (略)

(交付の条件)

6

(1) (略)

ウ イにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(4) 社会福祉法人等分

別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費のうち、民間児童館活動事業費について、次のア及びイにより算出された額の合計額

ア 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを社会福祉法人等ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県、指定都市及び中核市が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の下限)

5 4により算定された補助金の額の合計が、都道府県及び指定都市にあつては100万円、中核市にあつては50万円、市町村(特別区を含む。)にあつては10万円に満たない場合には交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 直接補助事業に係る場合

ア 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別

(2) (略)

に定める期間を経過するまでは、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

ウ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

オ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 間接補助事業に係る場合

ア 都道府県又は指定都市若しくは中核市が市町村若しくは社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には、(1)のアからオに掲げる条件(ただし、社会福祉法人等については、オの条件にかえ「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を加える。)を付さなければならない。この場合において(1)のア及びウ中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、(1)のイ中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と(1)のウ中「国庫」とあるのは、「都道府県又は指定都市若しくは中核市」と読み替えるものとする。

イ 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補

(3) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式9により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、別紙様式2によ

助金に相当する額を遅滞なく市町村若しくは社会福祉法人等に交付しなければならない。

ウ 間接補助事業者から財産の処分により収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う別表の第1欄の児童環境づくり推進機構事業、児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業

る申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (略)

(変更申請手続)

8 (略)

(交付決定までの標準的期間)

9 (略)

(補助金の概算払)

10 (略)

(実績報告)

11 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業

ア 市町村長は、別紙様式4による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を取りまとめ、別紙様式6による進達書を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 国は、交付申請書が到達した日から起算して原則として90日以内に交付の決定を行うものとする。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う別表の第1欄の児童環境づくり推進機構事業、児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人



児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式8による報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (略)

(補助金の返還)

12 (略)

(その他)

13 (略)

等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式8による報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業

ア 市町村長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式9による報告書を都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を取りまとめ、別紙様式10による進達書を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

改正後

現行

別表

| 1 区分          | 2 基準額  | 3 対象経費                           | 4 補助率 |
|---------------|--|----------------------------------|-------|
| 児童の健全育成に必要な経費 | 1 児童環境づくり推進機構事業費<br>都道府県当たり年額 11,380,000円<br>(平成21年度限りとする。)  | 児童環境づくり推進機構事業に必要な経費              | 定額    |
|               | 1 児童育成事業推進等対策事業費<br>(1) 都道府県、指定都市及び中核市に対し厚生労働大臣が認めた額<br>(2) 市区町村に対し厚生労働大臣が認めた額   | 児童育成事業推進等対策事業に必要な経費              | 定額    |
|               | 3 児童ふれあい交流支援事業費<br>都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 936,000円  | 児童ふれあい交流支援事業に必要な経費               | 1/3   |
|               | 2 民間児童館活動事業費<br>(1) 児童館<br>民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施<br>1か所当たり年額 1,799,000円×か所数<br>(ただし、事業期間が6か月未満の小型児童館にあつては、1か所当たり899,000円とする) | 民間児童館活動事業に必要な経費(給料、職員手当、共済費を除く。) | 1/3   |

別表

| 1 区分          | 2 基準額  | 3 対象経費                           | 4 補助率 |
|---------------|--|----------------------------------|-------|
| 児童の健全育成に必要な経費 | 1 児童環境づくり推進機構事業費<br>都道府県当たり年額 11,380,000円<br>(平成21年度限りとする。)  | 児童環境づくり推進機構事業に必要な経費              | 定額    |
|               | 2 児童育成事業推進等対策事業費<br>(1) 都道府県、指定都市及び中核市に対し厚生労働大臣が認めた額<br>(2) 市区町村に対し厚生労働大臣が認めた額   | 児童育成事業推進等対策事業に必要な経費              | 定額    |
|               | 3 児童ふれあい交流支援事業費<br>都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 936,000円  | 児童ふれあい交流支援事業に必要な経費               | 1/3   |
|               | 4 民間児童館活動事業費<br>(1) 児童館<br>民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施<br>1か所当たり年額 1,796,000円×か所数<br>(ただし、事業期間が6か月未満の小型児童館にあつては、1か所当たり898,000円とする) | 民間児童館活動事業に必要な経費(給料、職員手当、共済費を除く。) | 1/3   |

改 正 後

現 行

|               |                   |   |                        |     |               |                   |   |                        |     |
|---------------|-------------------|---|------------------------|-----|---------------|-------------------|---|------------------------|-----|
| 児童の健全育成に必要な経費 | 市町村児童環境づくり基盤整備事業費 | (2) 児童センター<br>民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施<br><br>1か所当たり年額<br>2,968,000円×か所数<br><br>(ただし、事業期間が6か月未満の児童センターにあつては、1か所当たり1,484,000円とする) |                        |     | 児童の健全育成に必要な経費 | 市町村児童環境づくり基盤整備事業費 | (2) 児童センター<br>民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施<br><br>1か所当たり年額<br>2,963,000円×か所数<br><br>(ただし、事業期間が6か月未満の児童センターにあつては、1か所当たり1,481,000円とする) |                        |     |
|               |                   | 3 児童福祉施設併設型民間児童館事業費<br><br>1か所当たり年額<br>9,990,000円×か所数<br><br>(ただし、事業期間が6か月未満の児童福祉施設併設型民間児童館にあつては、1か所当たり4,995,000円とする)                           | 児童福祉施設併設型民間児童館事業に必要な経費 |     |               |                   | 5 児童福祉施設併設型民間児童館事業費<br><br>1か所当たり年額<br>10,138,000円×か所数<br><br>(ただし、事業期間が6か月未満の児童福祉施設併設型民間児童館にあつては、1か所当たり5,069,000円とする)                          | 児童福祉施設併設型民間児童館事業に必要な経費 |     |
|               |                   | 6 児童ふれあい交流促進事業費<br><br>1市町村当たり年額 1,160,000円   | 児童ふれあい交流促進事業に必要な経費     |     |               |                   | 6 児童ふれあい交流促進事業費<br><br>1市町村当たり年額 1,160,000円   | 児童ふれあい交流促進事業に必要な経費     |     |
| 地域子育て支援に必要な経費 | 健全育成推進<br>事業費     | 4 地域子育て環境づくり支援事業費<br><br>都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額<br>935,000円  | 地域子育て環境づくり支援事業に必要な経費   | 1/3 | 地域子育て支援に必要な経費 | 健全育成推進<br>事業費     | 7 地域子育て環境づくり支援事業費<br><br>都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額<br>936,000円  | 地域子育て環境づくり支援事業に必要な経費   | 1/3 |
|               |                   | 5 地域組織活動育成事業費<br>1か所当たり年額<br>189,000円×組織数   | 地域組織活動育成事業に必要な経費       | 1/3 |               |                   | 8 地域組織活動育成事業費<br>1か所当たり年額<br>189,000円×組織数   | 地域組織活動育成事業に必要な経費       | 1/3 |
|               |                   | 9 地域子育て支援拠点事業費<br>(1) ひろば型<br>ア 基本分<br>(7)3～4日型<br>1か所当たり年額 3,556,000円×か所数<br>(機能拡充型の場合、1か所当たり年額 4,787,000円)                                    | 地域子育て支援拠点事業に必要な経費      |     |               |                   | 9 地域子育て支援拠点事業費<br>(1) ひろば型<br>ア 基本分<br>(7)3～4日型<br>1か所当たり年額 3,556,000円×か所数<br>(機能拡充型の場合、1か所当たり年額 4,787,000円)                                    | 地域子育て支援拠点事業に必要な経費      |     |

改 正 後

現 行

(イ)5日型  
1か所当たり年額 4,355,000円×か所数  
(機能拡充型の場合、1か所当たり  
年額 7,390,000円)

(ウ)6～7日型  
1か所当たり年額 5,154,000円×か所数  
(機能拡充型の場合、1か所当たり年  
額 7,881,000円)

イ 加算分

(7)出張ひろばの実施

1か所当たり年額 1,343,000円×か所数

(イ)地域の子育て力を高める取組の実施

1か所当たり年額

1事業実施の場合 448,000円×か所数

2事業実施の場合 597,000円×か所数

3事業実施の場合 747,000円×か所数

4事業実施の場合 896,000円×か所数

(2) センター型

ア 5日型

1か所当たり年額 7,491,000円×か所数

イ 6～7日型

1か所当たり年額 8,002,000円×か所数

ウ 経過措置分(小規模型指定施設)

(ア)基本分

1か所当たり年額 2,576,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の施設  
にあっては、1,288,000円)

(イ)保健相談等加算分

1か所当たり年額 1,352,000円

(週3回程度実施する場合に加算。た  
だし、事業期間が6か月未満の施設に  
あっては、676,000円)

(3) 児童館型

ア 基本分

1か所当たり年額 1,687,000円×か所数

イ 加算分

地域の子育て力を高める取組の実施

1か所当たり年額 448,000円×か所数

(イ)5日型

1か所当たり年額 4,355,000円×か所数  
(機能拡充型の場合、1か所当たり  
年額 7,390,000円)

(ウ)6～7日型

1か所当たり年額 5,154,000円×か所数  
(機能拡充型の場合、1か所当たり年  
額 7,881,000円)

イ 加算分

(7)出張ひろばの実施

1か所当たり年額 1,343,000円×か所数

(イ)地域の子育て力を高める取組の実施

1か所当たり年額

1事業実施の場合 448,000円×か所数

2事業実施の場合 597,000円×か所数

3事業実施の場合 747,000円×か所数

4事業実施の場合 896,000円×か所数

(2) センター型

ア 5日型

1か所当たり年額 7,491,000円×か所数

イ 6～7日型

1か所当たり年額 8,002,000円×か所数

ウ 経過措置分(小規模型指定施設)

(ア)基本分

1か所当たり年額 2,576,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の施設  
にあっては、1,288,000円)

(イ)保健相談等加算分

1か所当たり年額 1,352,000円

(週3回程度実施する場合に加算。た  
だし、事業期間が6か月未満の施設に  
あっては、676,000円)

(3) 児童館型

ア 基本分

1か所当たり年額 1,687,000円×か所数

イ 加算分

地域の子育て力を高める取組の実施

1か所当たり年額 448,000円×か所数

市町村児童環境づくり基盤整備事業費  
地域子育て支援に必要な経費

市町村児童環境づくり基盤整備事業費  
地域子育て支援に必要な経費

改正後

現行

別紙様式1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金調書

別紙様式1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金調書

| 厚生労働省所管  |       | 年金特別会計 |    | 児童手当及び子ども医療給付 |      | 地方公共団体 |      |            |      |            |   | 備考 |
|--|-------|--------|----|---------------|------|--------|------|------------|------|------------|---|----|
| 国  |       | 地方公共団体 |    | 国             |      | 地方公共団体 |      | 国          |      | 地方公共団体     |   |    |
| 歳出予算科目   | 交付決定額 | 補助率    | 科目 | 予算現額          | 収入済額 | 科目     | 予算現額 | 5%国庫補助金控除額 | 支出済額 | 5%国庫補助金控除額 | 円 |    |
| (項) 児童育成事業費<br>(目) 児童育成事業費補助金<br><br>(概要内訳)<br><br>(1)児童の健全育成に必要な経費<br>児童育成事業推進等対策事業費<br>市町村児童環境づくり基盤整備事業費<br>(2)地域子育て支援に必要な経費<br>健全育成推進事業費<br>市町村児童環境づくり基盤整備事業費 | 円     |        |    | 円             | 円    |        | 円    | 円          | 円    | 円          | 円 |    |

(注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分すること。  
2 「予算現額」は、当初予算額、修正予算額、予備費支出額、活用増△減額等の区分を明記すること。

| 厚生労働省所管  |       | 年金特別会計 |    | 児童手当給付 |      | 地方公共団体 |      |            |      |            |   | 備考 |
|--|-------|--------|----|--------|------|--------|------|------------|------|------------|---|----|
| 国  |       | 地方公共団体 |    | 国      |      | 地方公共団体 |      | 国          |      | 地方公共団体     |   |    |
| 歳出予算科目   | 交付決定額 | 補助率    | 科目 | 予算現額   | 収入済額 | 科目     | 予算現額 | 5%国庫補助金控除額 | 支出済額 | 5%国庫補助金控除額 | 円 |    |
| (項) 児童育成事業費<br>(目) 児童育成事業費補助金<br><br>(概要内訳)<br><br>(1)児童の健全育成に必要な経費<br>児童環境づくり推進経費<br>児童育成事業推進等対策事業費<br>健全育成推進事業費<br>市町村児童環境づくり基盤整備事業費<br>(2)地域子育て支援に必要な経費<br>健全育成推進事業費<br>市町村児童環境づくり基盤整備事業費 | 円     |        |    | 円      | 円    |        | 円    | 円          | 円    | 円          | 円 |    |

(注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分すること。  
2 「予算現額」は、当初予算額、修正予算額、予備費支出額、活用増△減額等の区分を明記すること。

改正後

別紙様式2 (略)

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額総括表

| 区 分               | 国庫補助基本額<br>千円 | 要国庫補助額<br>千円 | 備 考 |
|-------------------|---------------|--------------|-----|
| (1)児童の健全育成に必要な経費  |               |              |     |
| 児童育成事業推進等対策事業費    |               |              |     |
| 市町村児童環境づくり基盤整備事業費 |               |              |     |
| 小 計               |               |              |     |
| (2)地域子育て支援に必要な経費  |               |              |     |
| 健全育成推進事業費         |               |              |     |
| 市町村児童環境づくり基盤整備事業費 |               |              |     |
| 小 計               |               |              |     |
| 合 計               |               |              |     |

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

現 行

別紙様式2 (略)

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額総括表

| 区 分               | 国庫補助基本額<br>千円 | 要国庫補助額<br>千円 | 備 考 |
|-------------------|---------------|--------------|-----|
| (1)児童の健全育成に必要な経費  |               |              |     |
| 児童環境づくり推進機基盤整備    |               |              |     |
| 児童育成事業推進等対策事業費    |               |              |     |
| 健全育成推進事業費         |               |              |     |
| 市町村児童環境づくり基盤整備事業費 |               |              |     |
| 小 計               |               |              |     |
| (2)地域子育て支援に必要な経費  |               |              |     |
| 健全育成推進事業費         |               |              |     |
| 市町村児童環境づくり基盤整備事業費 |               |              |     |
| 小 計               |               |              |     |
| 合 計               |               |              |     |

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

改正後

現 行

別表2  
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額内訳表  
1 都道府県分

削除

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

| 都道府県名 | 対象経費       |                     |                    | ④<br>基準額 | ⑤<br>国庫補助基本額<br>(③と④を比較して少<br>ない方の額) | ⑥<br>国庫補助額 | 注 |
|-------|------------|---------------------|--------------------|----------|--------------------------------------|------------|---|
|       | ①<br>支出予定額 | ②<br>寄付金その他の<br>収入額 | ③<br>差引額<br>(①-②)= |          |                                      |            |   |
|       | 円          | 円                   | 円                  | 円        | 円                                    | 円          |   |

削除

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

| 都道府県名 | 対象経費       |                     |                    | ④<br>基準額 | ⑤<br>国庫補助基本額<br>(③と④を比較して少<br>ない方の額) | ⑥<br>国庫補助額<br>(⑤×1/2) | 注               |
|-------|------------|---------------------|--------------------|----------|--------------------------------------|-----------------------|-----------------|
|       | ①<br>支出予定額 | ②<br>寄付金その他の<br>収入額 | ③<br>差引額<br>(①-②)= |          |                                      |                       |                 |
|       | 円          | 円                   | 円                  | 円        | 円                                    | 円                     | ※地域子育て環境づくり支援事業 |

別表2  
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額内訳表  
1 都道府県分

(1) 児童環境づくり推進機構事業費

| 都道府県名 | 対象経費       |                     |                    | ④<br>基準額 | ⑤<br>国庫補助基本額<br>(③と④を比較して少<br>ない方の額) | ⑥<br>国庫補助額 | 注 |
|-------|------------|---------------------|--------------------|----------|--------------------------------------|------------|---|
|       | ①<br>支出予定額 | ②<br>寄付金その他の<br>収入額 | ③<br>差引額<br>(①-②)= |          |                                      |            |   |
|       | 円          | 円                   | 円                  | 円        | 円                                    | 円          |   |

(2) 児童育成事業推進等対策事業費

| 都道府県名 | 対象経費       |                     |                    | ④<br>基準額 | ⑤<br>国庫補助基本額<br>(③と④を比較して少<br>ない方の額) | ⑥<br>国庫補助額 | 注 |
|-------|------------|---------------------|--------------------|----------|--------------------------------------|------------|---|
|       | ①<br>支出予定額 | ②<br>寄付金その他の<br>収入額 | ③<br>差引額<br>(①-②)= |          |                                      |            |   |
|       | 円          | 円                   | 円                  | 円        | 円                                    | 円          |   |

(3)-1 健全育成推進事業費(児童の健全育成に必要な経費)

| 都道府県名 | 対象経費       |                     |                    | ④<br>基準額 | ⑤<br>国庫補助基本額<br>(③と④を比較して少<br>ない方の額) | ⑥<br>国庫補助額<br>(⑤×1/2) | 注             |
|-------|------------|---------------------|--------------------|----------|--------------------------------------|-----------------------|---------------|
|       | ①<br>支出予定額 | ②<br>寄付金その他の<br>収入額 | ③<br>差引額<br>(①-②)= |          |                                      |                       |               |
|       | 円          | 円                   | 円                  | 円        | 円                                    | 円                     | ※児童ふれあい交流支援事業 |

(3)-2 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

| 都道府県名 | 対象経費       |                     |                    | ④<br>基準額 | ⑤<br>国庫補助基本額<br>(③と④を比較して少<br>ない方の額) | ⑥<br>国庫補助額<br>(⑤×1/2) | 注               |
|-------|------------|---------------------|--------------------|----------|--------------------------------------|-----------------------|-----------------|
|       | ①<br>支出予定額 | ②<br>寄付金その他の<br>収入額 | ③<br>差引額<br>(①-②)= |          |                                      |                       |                 |
|       | 円          | 円                   | 円                  | 円        | 円                                    | 円                     | ※地域子育て環境づくり支援事業 |

改正後

別表2  
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額内訳表  
2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

| 指定都市・中核市名 | 対象経費     |                         |                        | 基準額(4) | 国庫補助基本額<br>(2)×(4)×(5) | 国庫補助額<br>(2)×(4)×(5)×(6) |
|-----------|----------|-------------------------|------------------------|--------|------------------------|--------------------------|
|           | 支出予定額(1) | 交付金その他の<br>収入額(2) - (3) | 差引額<br>(1) - (2) = (3) |        |                        |                          |
|           | 円        | 円                       | 円                      | 円      | 円                      | 円                        |

削除

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

| 指定都市・中核市名 | 対象経費     |                         |                        | 基準額(4) | 国庫補助基本額<br>(2)×(4)×(5) | 国庫補助額<br>(2)×(4)×(5)×(6) |
|-----------|----------|-------------------------|------------------------|--------|------------------------|--------------------------|
|           | 支出予定額(1) | 交付金その他の<br>収入額(2) - (3) | 差引額<br>(1) - (2) = (3) |        |                        |                          |
|           | 円        | 円                       | 円                      | 円      | 円                      | 円                        |

(3) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(児童の健全育成に必要な経費)

| 指定都市・中核市名         | 区分    | 対象経費     |                         |                        | 基準額(4) | 国庫補助基本額<br>(2)×(4)×(5) | 国庫補助額<br>(2)×(4)×(5)×(6) |
|-------------------|-------|----------|-------------------------|------------------------|--------|------------------------|--------------------------|
|                   |       | 支出予定額(1) | 交付金その他の<br>収入額(2) - (3) | 差引額<br>(1) - (2) = (3) |        |                        |                          |
| 長崎児童館活動事業費        | 児童館活動 | 児童館活動    |                         |                        |        |                        |                          |
|                   |       | 児童館活動    |                         |                        |        |                        |                          |
|                   |       | 児童館活動    |                         |                        |        |                        |                          |
| 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 | 児童館活動 | 児童館活動    |                         |                        |        |                        |                          |
|                   |       | 児童館活動    |                         |                        |        |                        |                          |
|                   |       | 児童館活動    |                         |                        |        |                        |                          |
| 合計                | 児童館活動 | 児童館活動    |                         |                        |        |                        |                          |
|                   |       | 児童館活動    |                         |                        |        |                        |                          |
|                   |       | 児童館活動    |                         |                        |        |                        |                          |

(4) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(地域子育て支援に必要な経費)

| 指定都市・中核市名 | 対象経費     |                         |                        | 基準額(4) | 国庫補助基本額<br>(2)×(4)×(5) | 国庫補助額<br>(2)×(4)×(5)×(6) |
|-----------|----------|-------------------------|------------------------|--------|------------------------|--------------------------|
|           | 支出予定額(1) | 交付金その他の<br>収入額(2) - (3) | 差引額<br>(1) - (2) = (3) |        |                        |                          |
|           | 円        | 円                       | 円                      | 円      | 円                      | 円                        |

現 行

別表2  
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額内訳表  
2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

| 指定都市名 | 対象経費     |                         |                        | 基準額(4) | 国庫補助基本額<br>(2)×(4)×(5) | 国庫補助額<br>(2)×(4)×(5)×(6) |
|-------|----------|-------------------------|------------------------|--------|------------------------|--------------------------|
|       | 支出予定額(1) | 交付金その他の<br>収入額(2) - (3) | 差引額<br>(1) - (2) = (3) |        |                        |                          |
|       | 円        | 円                       | 円                      | 円      | 円                      | 円                        |

(2)-1 健全育成推進事業費(児童の健全育成に必要な経費)

| 指定都市名 | 対象経費     |                         |                        | 基準額(4) | 国庫補助基本額<br>(2)×(4)×(5) | 国庫補助額<br>(2)×(4)×(5)×(6) |
|-------|----------|-------------------------|------------------------|--------|------------------------|--------------------------|
|       | 支出予定額(1) | 交付金その他の<br>収入額(2) - (3) | 差引額<br>(1) - (2) = (3) |        |                        |                          |
|       | 円        | 円                       | 円                      | 円      | 円                      | 円                        |

(2)-2 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

| 指定都市名 | 対象経費     |                         |                        | 基準額(4) | 国庫補助基本額<br>(2)×(4)×(5) | 国庫補助額<br>(2)×(4)×(5)×(6) |
|-------|----------|-------------------------|------------------------|--------|------------------------|--------------------------|
|       | 支出予定額(1) | 交付金その他の<br>収入額(2) - (3) | 差引額<br>(1) - (2) = (3) |        |                        |                          |
|       | 円        | 円                       | 円                      | 円      | 円                      | 円                        |

(3)-1 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(児童の健全育成に必要な経費)

| 指定都市名             | 区分    | 対象経費     |                         |                        | 基準額(4) | 国庫補助基本額<br>(2)×(4)×(5) | 国庫補助額<br>(2)×(4)×(5)×(6) |
|-------------------|-------|----------|-------------------------|------------------------|--------|------------------------|--------------------------|
|                   |       | 支出予定額(1) | 交付金その他の<br>収入額(2) - (3) | 差引額<br>(1) - (2) = (3) |        |                        |                          |
| 長崎児童館活動事業費        | 児童館活動 | 児童館活動    |                         |                        |        |                        |                          |
|                   |       | 児童館活動    |                         |                        |        |                        |                          |
|                   |       | 児童館活動    |                         |                        |        |                        |                          |
| 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 | 児童館活動 | 児童館活動    |                         |                        |        |                        |                          |
|                   |       | 児童館活動    |                         |                        |        |                        |                          |
|                   |       | 児童館活動    |                         |                        |        |                        |                          |
| 合計                | 児童館活動 | 児童館活動    |                         |                        |        |                        |                          |
|                   |       | 児童館活動    |                         |                        |        |                        |                          |
|                   |       | 児童館活動    |                         |                        |        |                        |                          |

(3)-2 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(地域子育て支援に必要な経費)

| 指定都市名      | 区分         | 対象経費       |                         |                        | 基準額(4) | 国庫補助基本額<br>(2)×(4)×(5) | 国庫補助額<br>(2)×(4)×(5)×(6) |
|------------|------------|------------|-------------------------|------------------------|--------|------------------------|--------------------------|
|            |            | 支出予定額(1)   | 交付金その他の<br>収入額(2) - (3) | 差引額<br>(1) - (2) = (3) |        |                        |                          |
| 地域子育て支援推進費 | 地域子育て支援推進費 | 児童館活動      |                         |                        |        |                        |                          |
|            |            | 児童館活動      |                         |                        |        |                        |                          |
|            |            | 児童館活動      |                         |                        |        |                        |                          |
|            |            | 児童館活動      |                         |                        |        |                        |                          |
|            |            | 児童館活動      |                         |                        |        |                        |                          |
|            |            | 児童館活動      |                         |                        |        |                        |                          |
|            |            | 児童館活動      |                         |                        |        |                        |                          |
|            |            | 児童館活動      |                         |                        |        |                        |                          |
|            |            | 児童館活動      |                         |                        |        |                        |                          |
|            |            | 児童館活動      |                         |                        |        |                        |                          |
|            |            | 児童館活動      |                         |                        |        |                        |                          |
|            |            | 児童館活動      |                         |                        |        |                        |                          |
|            |            | 児童館活動      |                         |                        |        |                        |                          |
|            |            | 児童館活動      |                         |                        |        |                        |                          |
|            |            | 児童館活動      |                         |                        |        |                        |                          |
| 合計         | 地域子育て支援推進費 | 地域子育て支援推進費 |                         |                        |        |                        |                          |
|            |            | 地域子育て支援推進費 |                         |                        |        |                        |                          |
|            |            | 地域子育て支援推進費 |                         |                        |        |                        |                          |



改正後

現行

3 市町村分

(1)-1 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(児童の健全育成に必要な経費)

| 市町村名       | 区分             | 児童環境づくり基盤整備事業費 |   | 児童環境づくり基盤整備事業費 |   | 児童環境づくり基盤整備事業費 |   | 児童環境づくり基盤整備事業費 |   | 計  |
|------------|----------------|----------------|---|----------------|---|----------------|---|----------------|---|--|
|            |                | ①              | ② | ③              | ④ | ⑤              | ⑥ | ⑦              | ⑧ |  |
| 〇〇市        | 児童環境づくり基盤整備事業費 |                |   |                |   |                |   |                |   | (1)小児保健室<br>5%、児童環境づくり基盤整備事業費<br>(2)児童センター<br>5%、児童環境づくり基盤整備事業費                      |
|            | 児童環境づくり基盤整備事業費 |                |   |                |   |                |   |                |   | 5%、児童環境づくり基盤整備事業費  |
|            | 児童環境づくり基盤整備事業費 |                |   |                |   |                |   |                |   | (1)小児保健室<br>5%、児童環境づくり基盤整備事業費<br>(2)児童センター<br>5%、児童環境づくり基盤整備事業費<br>5%、児童環境づくり基盤整備事業費 |
| 〇〇町        | 児童環境づくり基盤整備事業費 |                |   |                |   |                |   |                |   | 児童環境づくり基盤整備事業費の内訳  |
|            | 児童環境づくり基盤整備事業費 |                |   |                |   |                |   |                |   | 5%、小児保健室<br>5%、児童センター<br>児童環境づくり基盤整備事業費  |
| 計          |                |                |   |                |   |                |   |                |   |  |
| 〇〇市<br>〇〇町 |                |                |   |                |   |                |   |                |   |  |

3 市町村分

(1)-1 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(児童の健全育成に必要な経費)

| 市町村名       | 区分             | 児童環境づくり基盤整備事業費 |   | 児童環境づくり基盤整備事業費 |   | 児童環境づくり基盤整備事業費 |   | 児童環境づくり基盤整備事業費 |   | 計  |
|------------|----------------|----------------|---|----------------|---|----------------|---|----------------|---|--|
|            |                | ①              | ② | ③              | ④ | ⑤              | ⑥ | ⑦              | ⑧ |  |
| 〇〇市        | 児童環境づくり基盤整備事業費 |                |   |                |   |                |   |                |   | (1)小児保健室<br>5%、児童環境づくり基盤整備事業費<br>(2)児童センター<br>5%、児童環境づくり基盤整備事業費                      |
|            | 児童環境づくり基盤整備事業費 |                |   |                |   |                |   |                |   | 5%、児童環境づくり基盤整備事業費  |
|            | 児童環境づくり基盤整備事業費 |                |   |                |   |                |   |                |   | (1)小児保健室<br>5%、児童環境づくり基盤整備事業費<br>(2)児童センター<br>5%、児童環境づくり基盤整備事業費<br>5%、児童環境づくり基盤整備事業費 |
| 〇〇町        | 児童環境づくり基盤整備事業費 |                |   |                |   |                |   |                |   | 児童環境づくり基盤整備事業費の内訳  |
|            | 児童環境づくり基盤整備事業費 |                |   |                |   |                |   |                |   | 5%、小児保健室<br>5%、児童センター<br>児童環境づくり基盤整備事業費  |
| 計          |                |                |   |                |   |                |   |                |   |  |
| 〇〇市<br>〇〇町 |                |                |   |                |   |                |   |                |   |  |



改正後

4 社会福祉法人等分 (略)

別表3  
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金事業計画書

1 都道府県分  
削除

現 行

4 社会福祉法人等分 (略)

別表3  
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金事業計画書

1 都道府県分  
(1) 児童環境づくり推進機構事業費

① 事業実施主体の概要

|         |  |       |  |
|---------|--|-------|--|
| 法人の名称   |  | 設立年月日 |  |
| 所在地     |  | 電話番号  |  |
| 設置目的    |  |       |  |
| 推進機構の名称 |  |       |  |
| 組織の状況   | ① 組織図(運営協議会を含めたもの)<br><br>② 職員配置 _____ 名(うち常勤 _____ 名) |       |  |

② 推進機構事業の実施内容

| 区 分                         | 事業実施内容 |
|-----------------------------|--------|
| 1. 地域の子育て・子育て力を高める気運づくり     |        |
| 2. 子育てや子育て支援に関するネットワークの充実強化 |        |
| 3. 地域の子育て人材確保・養成に関する取組      |        |

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

改正後

現行

(1) 児童育成事業推進等対策事業費 (略)

(2) 児童育成事業推進等対策事業費 (略)

削除

(3) -1 健全育成推進事業費(児童の健全育成に必要な経費)

| 区 分 | 事業実施内容       | 備考 |
|-----|--------------|----|
|     | 児童ふれあい交流支援事業 |    |

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費) (略)

(3) -2 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費) (略)

改正後

現行

2 指定都市・中核市分  
 (1) 児童育成事業推進等対策事業費 (略)

削除

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費) (略)

2 指定都市・中核市分  
 (1) 児童育成事業推進等対策事業費 (略)

(2)-1 健全育成推進事業費(児童の健全育成に必要な経費)

| 区 分          | 事業実施内容 | 備 考 |
|--------------|--------|-----|
| 児童ふれあい交流支援事業 |        |     |

(2)-2 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費) (略)

改正後

現 行

(3)市町村児童環境づくり基金整備事業費 ア～ウ (略)

エ 園庭

オ 園除

(3)市町村児童環境づくり基金整備事業費 ア～ウ (略)

エ 児童ふれあい交流促進事業費

| 実施名称 | 運営主任 | 運営種別 | 選 択 要 素                              | 実施場所<br>(詳細名称は記入)             |
|------|------|------|--------------------------------------|-------------------------------|
|      |      |      |                                      | 児童館 在所<br>児童センター 在所<br>その他 在所 |
| 会 社  |      |      | ア 児童<br>イ 児童<br>ウ 児童<br>エ 児童<br>オ 児童 | 児童館 在所<br>児童センター 在所<br>その他 在所 |

- (注1) 運営種別 実施する事業種別を記入すること  
 (注2) 選択要素欄 下記の「番号」を記入すること  
 児童児童のふれあい交流促進事業 → ア  
 中・高学年児童環境づくり基金事業 → イ  
 障害児のふれあい交流促進事業 → ウ  
 障害児のふれあい交流促進事業 → エ  
 障害児児童センター事業 → オ  
 (注3) 実施場所欄 選択要素欄に「ア」を記入した場合は併せて、実施場所を記入すること

オ 地域子育て支援拠点事業 (1)(2)型

(市町村名)

| No.   | 実施・委託・協賛の別<br>(委託先又は協賛先) | 実施名称<br>(実施場所)   | 所在地<br>(郵便番号、市町村名から記載) | 施設種別   | 開設年月日<br>(完成 年 月 日) | 定 員<br>定員数 | 開設日数<br>(開 日) | 土日開設<br>(開 日)       | 開設時間<br>(時 分) | 広 さ<br>(㎡) |
|---|--------------------------|--|------------------------|--------|---------------------|------------|---------------|---------------------|---------------|------------|
|   | 実施・委託・協賛                 |  |                        | 児童センター | 平成 年 月 日            | 名 員        | 開 日           | 1. 月 日開設<br>2. 毎週開設 | 時 分           |            |
|   | 実施内容<br>(具体的に)           | (1)子育て親子の交流の場の提供と交流の促進<br>(2)子育て親子に関する相談、援助の提供<br>(3)地域の子育て推進協議会の開催<br>(4)子育て及び子育て支援に関する調査等の実施 |                        |        |                     |            |               |                     |               |            |
|   | 実施の予定<br>No.             | 実施の名称<br>(実施場所)  | 所在地<br>(郵便番号、市町村名から記載) | 施設種別   | 開設年月日<br>(完成 年 月 日) | 定 員<br>定員数 | 開設日数<br>(開 日) | 土日開設<br>(開 日)       | 開設時間<br>(時 分) | 広 さ<br>(㎡) |
|   | ア                        |  |                        | 児童センター | 平成 年 月 日            | 名 員        | 開 日           | 1. 月 日開設<br>2. 毎週開設 | 時 分           |            |
|   | イ                        |  |                        | 児童センター | 平成 年 月 日            | 名 員        | 開 日           | 1. 月 日開設<br>2. 毎週開設 | 時 分           |            |
| 地域の子育て力向上を図る取組(ア～エ)につなげる<br>ア 中・高校生や大学生ボランティアの定期的な導入・養成を行う取組<br>イ 地域の高校生や大学生等と地域の子育てに関するワークショップを開催する取組<br>ウ 父親のワークライフバランスの取組など父親の子育てに関するワークショップを開催する取組<br>エ 公民館、児童センター(児童館)、子育てセンター等の子育て推進センターが実施する取組<br>職員が定期的に出勤し、必要に応じて育児相談を行う取組 |                          |  |                        |        |                     |            |               |                     |               |            |
| 実施種別  | 会 社                      | 在所   |                        |        |                     |            |               |                     |               |            |
| 実施種別  | 児童センター                   | 在所   |                        |        |                     |            |               |                     |               |            |
| 実施種別  | 児童センター                   | 在所   |                        |        |                     |            |               |                     |               |            |

- (注1) 「実施・委託・協賛の別」欄は「ア」～「エ」を記入し、委託先又は協賛先は協賛先を記入すること。  
 2 「広さの名称(実施場所)」欄は「実施名称」欄は、上段に広場の名称、下段( )内に商店街の空き店舗、学校、児童館等具体的な名称を記入すること。  
 3 「開設日数(開 日)」欄は、上段に開日数、下段( )内に開設日数を必ず記入すること。  
 4 「開設時間(時 分)」欄は、上段に開設時間、下段( )内に開設時間を必ず記入すること。  
 5 「従業員数」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を算入して記入すること。

改正後

現行

オ 削除

オ 地域子育て支援拠点事業(センター型)

(市町村名)

| No. | 事業・施設・活動の種別<br>(委託先又は補助先)             | センター型の名称<br>(事業・施設・活動)  | 所在地<br>(郵便番号、報道府県から記載) | 開設後年 | 開設月日       | 年 間<br>事業月数 | 開設日数<br>(曜日) | 土日開設<br>(土・日) | 開設時間<br>(時間) | 広 告<br>(㎡)   |
|-----|---------------------------------------|---|------------------------|------|------------|-------------|--------------|---------------|--------------|--|
|     | 事業・施設・活動<br>( )                       | ( )   | 〒 〇〇〇〇〇 〇〇〇            |      | 平成 〇 月 〇 日 | 〇 月         | 〇 日          | 〇 日           | 〇 時 〇 分      |  |
|     | 事業の内容<br>(事業実施要綱に基づき、<br>具体的な事業内容を記載) | (1)子育て親子の交際の場の確保と交際の促進<br>(2)子育てに關する相談、援助の提供<br>(3)地域の子育て関連団体の協働<br>(4)子育て及び子育て支援に關する購買等の推進 |                        |      |            |             |              |               |              | 児童者の状況<br>〇 児童の数の確保<br>〇 〇と児童士の数<br>〇 児童の参加の促進<br>〇 〇と児童士の数<br>〇 〇と児童士の数 |
|     | 地域支援活動<br>の活動内容                       |   |                        |      |            |             |              |               |              |  |
|     | 備 考                                   |   |                        |      |            |             |              |               |              |  |
|     | 設 置<br>の 所                            |   |                        |      |            |             |              |               |              |  |

- (注) 1. 「事業・施設・活動の種別」欄は必ず〇をつける。委託先が複数ある場合は、( )内に委託先名または補助先を記入する。  
 2. 「センター型の名称(実施場所)」欄は、上段にセンター型の名称を、下段( )内に設置所などの実施場所を記入すること。  
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段( )に開設曜日を必ず記入すること。  
 4. 「土日開設(土・日)」欄は、土・日における開設日数を〇をつけ、開設日数を記入すること。  
 5. 「開設時間(時間)」欄は、上段に開設時間を、下段( )内に開始時間を必ず記入すること。  
 6. 「児童者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいない場合には、ボランティアスタッフのうち児童が何人いるか人数を両端で記入すること。